

○うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱

令和6年10月1日

告示第72号

改正 令和6年12月24日告示第88号

令和7年4月17日告示第41号

令和8年4月20日告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（農業×観光×生物多様性保全で磨き上げる脱炭素型農村モデルづくり～「フルーツ王国うきは」における果樹産業を中心とした地域経済循環モデルの構築～）（以下「市事業計画」という。）に基づき実施される事業を推進するため、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金をうきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに国交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）並びにうきは市補助金等交付規則（平成17年うきは市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の定義は、国交付要綱及び国実施要領において使用する用語の例による。

2 この告示において、補助の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、市事業計画における脱炭素先行地域のエリアをいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額等は、別表に掲げるものであって、補助金は、一の補助対象設備に対しそれぞれ1回限りとし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 第2条第2項に規定する補助対象地域に住所を有しない者で、かつ、実績報告の期日までに補助対象地域に住所を有する見込みがない者
- (2) 補助対象地域内に本社又は事業所等を有しない事業者

3 補助金の交付を受けようとする者及

び導入する設備を使用する者が本市の市税に滞納がある場合は、交付の対象としない。

4 補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあっては、役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 法人でない団体にあっては、団体の代表者が暴力団員に該当するもの
- (4) 個人にあっては、暴力団員に該当するもの
- (5) 前4号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

5 設備を導入する土地若しくは建物（以下「物件」という。）が賃借している物件である場合は、物件の所有者から当該事業の内容について承諾を得ていなければならない。

（交付の申請等）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に別表に掲げる書類を添えて、補助事業を着手前に市長に提出しなければならない。ただし、令和6年度においては、環境省からうきは市に通知された地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付決定日から令和6年9月30日の間に事業着手したのもも交付申請の対象とする。

（交付の決定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請者が規則第7条第1項に基づく申請の取下げを行う場合は、補助金の交付決定の日から30日以内又は申請をした年度の2月12月末日のいずれか早い日までに行うものとする。ただし、末日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日までとする。

(変更の承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- (1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことがないもの
- (2) 補助事業の趣旨を変更するものではない事業計画の細部の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が軽微な変更と認める事項

2 補助事業者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項に規定する届出は、軽微な変更届(様式第4号)により行うものとする。

(変更の承認)

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請を受理し、内容を審査のうえ、承認することを決定したときは、うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更承認通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 次条に定める補助事業者の責務を遵守すること。
- (2) 適正化法、適正化法施行令その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国交付要綱の定めるところによること。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業者は、取得財産等のうち次のアからエに掲げる財産を、市長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供

し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。

ア 不動産

イ 船舶、航空機、浮標、浮さん橋、浮ドック

ウ 上記ア及びイに掲げるものの従物

エ 取得財産等の取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産

(5) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。

(6) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。また、財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 1 項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(7) 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者
に納付させることができる。

（補助事業者の責務）

第 10 条 補助事業者及び導入した設備を使用する者は、次に掲げる責務を負う。

(1) 補助対象事業として脱炭素先行地域内対象施設に資産を形成する場合であって、当該施設が民生部門に該当する場合に、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間まで電力消費に伴う CO₂ 排出の実質ゼロを継続すること。

(2) 環境省への実績値の報告等を目的に、法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備の稼働量データ（発電量及び充放電量等）及び補助対象施設の電力使用量データの提出等を通じ、市が実施する調査に協力しなければならない。また、補助金の交付を受け太陽光発電設備を設置した者は、年間の発電量、余剰売電量、設置場所の電力使用量を管理するシステムを導入することとし、その費用は補助対象経費とする。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市事業計画の実現のため、市長が協力を求めるときは、

これに協力するよう努めること。

(補助事業の完了予定期日の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、市長宛てに補助事業の完了予定期日変更報告書(様式第6号)を提出し、その旨を報告するものとする。

2 第14条による実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度実績報告書を前項の完了予定期日変更報告書として取り扱うことができる。

3 前項の規定にかかわらず完了予定期日の変更が補助事業の内容に変更(第7条第1項ただし書に規定する軽微な変更の場合を除く)を伴う場合は、第7条第1項に規定する補助金の変更の承認申請によるものとする。

(交付の決定の取消し等)

第12条 市長は、規則第8条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項の規定により交付の決定を取り消し、又は変更したときは、申請者にうきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金取消・変更通知書(様式第7号)を交付するものとする。

(報告等)

第13条 市長は、この告示施行に必要な限度において、補助事業者に対し、補助金の交付に関し、遂行状況や経理状況等の必要な事項について報告をさせ、検査し又は指示することができる。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定による実績報告は、うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金実績報告書(様式第8号)に、別表に規定する添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものと

する。

- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

(補助金の額の再確定)

第16条 補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14条に準じて提出するものとする。

- 2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条第4項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 国交付要綱、国実施要領、規則及びこの告示に違反したとき。

- 2 市長は、第12条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 第15条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の請求)

第18条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業が完了した後において、うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付請求書(様式第10号)に補助金の振込先口座の通帳の写し又はキャッシュカードの写しを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の受領を、補助対象事業に係る設備を設置した者(以下「設置事業者」という。)に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

- 3 代理受領を行おうとする補助事業者(以下「代理受領委任者」という。)は、第4条第1項の規定による交付申請書の提出の際、同項に規定する書類に加え、うきは市脱炭

素先行地域づくり事業費補助金代理受領事前届出書（様式第 11 号）を交付決定前までに市長に提出しなければならない。

- 4 代理受領委任者は、前項の規定による届出の内容に変更が生じたときは又は代理受領を中止したときは、うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金代理受領変更（中止）届出書（様式第 12 号）を交付決定前までに市長に提出しなければならない。
- 5 代理受領委任者は、第 14 条第 1 項の規定による実績報告書を提出する際、同項に規定する書類に加え、うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金代理受領委任状（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。
- 6 補助金の代理受領を委任された設置事業者（以下「代理受領受任者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金代理受領に係る補助金交付請求書（様式第 14 号）に、確定通知書の写しを添付し、市長に提出するものとする。
- 7 代理受領受任者は、補助金の受領を確認したときは、速やかに代理受領委任者に報告するものとする。

（書類の整備保管）

第 19 条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第 9 条第 5 号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（処分制限期間経過後の廃棄）

第 20 条 第 9 条第 5 号で定める期間を経過した後の補助対象設備の廃棄については、補助事業者や補助対象設備を設置した建物の所有者等が、自らの責任において適切に処分をしなければならない。

（その他）

第 21 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 24 日告示第 88 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月17日告示第41号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年4月20日告示第55号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 自家消費型太陽光発電設備（ソーラーカーポートを含む）

補助金交付の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。	
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第2条第2項に定めるエリアに設置されるものであること。 2 国実施要領別紙1の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。（ただし、gに定める要件にあっては(a)を満たすこと。） 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。	
補助対象者	太陽光発電設備を設置する者	
補助金額	補助対象事業費（国実施要領別紙1の2ア（ア）における交付対象事業をいう。）の2/3以内。 ただし、本設備については1申請あたり100万円を上限とする。	
交付申請書	様式	様式第1号
	提出及び受理期限	交付申請をする日の属する年度の11月末まで。 ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。
	添付書類	1 見積書等の写し（補助対象設備ごとに事業費が区分でき、補助対象経費の内訳が明記されているもの）

		<p>2 誓約書（別紙 1）</p> <p>3 【申請者が民間事業者の場合】 申請者の現在事項又は履歴事項証明書の写し（いずれも発行日から 3 か月以内のもの）若しくはこれに代わるもの</p> <p>4 【現住所地がうきは市ではない場合】 現住所地の納税証明書</p> <p>5 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの</p> <p>6 補助対象設備の仕様書又はカタログ（メーカー、型番、性能等が分かるもの）</p> <p>7 電力使用量確認書及びその根拠資料（想定自家消費電力量及び想定発電量がわかるもの）（別紙 2）</p> <p>8 その他市長が必要と認める書類</p>
補助金交付決定通知書様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 8 号
	提出及び受理期限	<p>工事完了の日から 30 日以内又は交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで。</p> <p>ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。</p>
	添付書類	<p>1 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの</p> <p>2 住民票の写し（申請時に市外居住者で提出しなかった個人及び個人事業主に限る。）</p> <p>3 契約書等の写し（契約を結んでいる場合に限</p>

		<p>る。)</p> <p>4 補助対象設備の導入前、施工中及び導入後の写真（導入の前後で同じ位置から撮影したもの及び設備の型番等がわかるもの）</p> <p>5 【交付申請時から変更がある場合】 導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。以下同じ。）又はこれに代わるもの</p> <p>6 再エネ電力へ切り替えたことが証明できる書類</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>
その他交付要件		<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 ・ 固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。

(2) 熱利用設備（薪ストーブ）

補助金交付の目的	熱利用設備に係る整備費用の一部を補助することにより、熱利用設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
補助対象事業	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 第2条第2項に定めるエリアに設置されるものであること。</p> <p>2 国実施要領別紙1の2ア（ウ）に定める交付要件を満たすこと。</p>

		3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助対象者		熱利用設備を設置する者
補助金額		補助対象事業費（国実施要領別紙1の2ア（ウ）における交付対象事業をいう。）の3/4以内。 ただし、本設備については1申請あたり80万円を上限とする。
交付申請書	様式	様式第1号
	提出及び受理期限	交付申請をする日の属する年度の11月末まで。 ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 見積書等の写し（補助対象設備ごとに事業費が区分でき、補助対象経費の内訳が明記されているもの） 2 誓約書（別紙1） 3 【申請者が民間事業者の場合】 申請者の現在事項又は履歴事項証明書の写し（いずれも発行日から3か月以内のもの）若しくはこれに代わるもの 4 【現住所地がうきは市ではない場合】 現住所地の納税証明書 5 地図、設計図、立面図、平面図等（整備された個所等が分かるもの） 6 補助対象設備の仕様書又はカタログ（メーカー、型番、性能等が分かるもの） 7 木質バイオマス依存率が60%以上で、副燃料として化石燃料を常時使用することを前提とするもの以外のものであることを示す書類等 8 その他市長が必要と認める書類
補助金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね1か月

実績報告書	様式	様式第 8 号
	提出及び受理期限	工事完了の日から 30 日以内又は交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで。 ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの 2 住民票の写し（申請時に市外居住者で提出しなかった個人及び個人事業主に限る。） 3 契約書等の写し（契約を結んでいる場合に限る。） 4 補助対象設備の導入前、施工中及び導入後の写真（導入の前後で同じ位置から撮影したもの及び設備の型番等がわかるもの） 5 【交付申請時から変更がある場合】 地図、設計図、立面図、平面図等（整備された箇所等が分かるもの） 6 再エネ電力へ切り替えたことが証明できる書類 7 その他市長が必要と認める書類
その他交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。 	

(3) 蓄電池

補助金交付の目的	太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を
----------	------------------------

		補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
補助対象事業		次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第2条第2項に定めるエリアに設置されるものであること。 2 国実施要領別紙1の2イ(エ)に定める交付要件を満たすこと。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助対象者		太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池を設置する者
補助金額		補助対象事業費(国実施要領別紙1の2イ(エ)における交付対象事業をいう。)の3/4以内。 ただし、本設備については1申請あたり140万円を上限とする。
交付申請書	様式	様式第1号
	提出及び受理期限	交付申請をする日の属する年度の11月末まで。 ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。
	添付書類	1 見積書等の写し(補助対象設備ごとに事業費が区分でき、補助対象経費の内訳が明記されているもの) 2 誓約書(別紙1) 3 【申請者が民間事業者の場合】 申請者の現在事項又は履歴事項証明書の写し(いずれも発行日から3か月以内のもの)若しくはこれに代わるもの 4 【現住所地がうきは市ではない場合】 現住所地の納税証明書 5 補助対象設備の設置図(平面図、機器配置

		<p>図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。)又はこれに代わるもの</p> <p>6 補助対象設備の仕様書又はカタログ(メーカー、型番、性能等が分かるもの)</p> <p>7 蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助対象事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されていることが分かる書類。</p> <p>8 その他市長が必要と認める書類</p>
補助金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第8号
	提出及び受理期限	<p>工事完了の日から30日以内又は交付申請をする日の属する年度の1月末まで。</p> <p>ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。</p>
	添付書類	<p>1 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの</p> <p>2 住民票の写し(申請時に市外居住者で提出しなかった個人及び個人事業主に限る。)</p> <p>3 契約書等の写し(契約を結んでいる場合に限る。)</p> <p>4 補助対象設備の導入前、施工中及び導入後の写真(導入の前後で同じ位置から撮影したもの及び設備の型番等がわかるもの)</p> <p>5 【交付申請時から変更がある場合】 導入設備の実際の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対</p>

		<p>象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。以下同じ。)又はこれに代わるもの</p> <p>6 再エネ電力へ切り替えたことが証明できる書類</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>
補助金の交付の時期		実績報告書の收受後、1か月以内
その他交付要件		<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

(4) 既存住宅断熱改修

補助金交付の目的	既存住宅の断熱性能の向上に資するガラス、窓、玄関ドアの交換及び断熱材の設置（以下「断熱改修」という。）にかかる費用の一部を補助することにより、既存住宅の断熱性能の向上を図るとともに、二酸化炭素の排出抑制を促進する。
補助対象事業	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 第2条第2項に定めるエリアに設置されるものであること。</p> <p>2 国実施要領別紙1の2ウ（ス）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>
補助対象者	既存住宅の断熱改修を行う者
補助金額	<p>既存住宅の断熱改修にかかる費用の2/3以内</p> <p>（断熱改修と直接関係のない建物の改修等にかかる費用を除く。）ただし、戸建住宅1戸あたり120万円（このうち玄関ドアは上限5万円）、集</p>

		合住宅1戸ごと15万円を上限（玄関ドアを改修する場合は20万円を上限）とする。
交付申請書	様式	様式第1号
	提出及び受理期限	交付申請をする日の属する年度の11月末まで。 ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 見積書等の写し（補助対象設備ごとに事業費が区分でき、補助対象経費の内訳が明記されているもの） 2 誓約書（別紙1） 3 【申請者が民間事業者の場合】 申請者の現在事項又は履歴事項証明書の写し（いずれも発行日から3か月以内のもの）若しくはこれに代わるもの 4 【現住所地がうきは市ではない場合】 現住所地の納税証明書 5 地図、設計図、立面図、平面図等（住宅の面積がわかるもの。また、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるもの。） 6 改修に用いる断熱材、建材等の製品に係るメーカー及び型番、性能を確認できる書類 7 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（既存住宅にける断熱リフォーム支援事業）」で補助対象となる製品であり、最新の「既存住宅における断熱リフォーム支援事業補助対象製品一覧」に掲載されていることがわかる資料 8 改修箇所に係る改修前の写真 9 その他市長が必要と認める書類
補助金交付決定通知書様式	様式第3号	
交付決定通知書の交付時期	交付申請書類收受後、おおむね1か月	

実績報告書	様式	様式第 8 号
	提出及び受理期限	<p>工事完了の日から 30 日以内又は交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで。</p> <p>ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。</p>
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの 2 住民票の写し（申請時に市外居住者で提出しなかった個人及び個人事業主に限る。） 3 契約書等の写し（契約を結んでいる場合に限る。） 4 補助対象設備の導入前、施工中及び導入後の写真（導入の前後で同じ位置から撮影したもの及び設備の型番等がわかるもの） 特に、壁や床、天井など工事完了後に施工された部材等が見えなくなる場合は、その部材が使われていることが証明できる施工中の写真又はそれに代わるものを提出すること。 5 【交付申請時から変更がある場合】 地図、設計図、立面図、平面図等（整備された箇所等が分かるもの）（住宅の面積がわかるもの。また、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるもの。） 6 再エネ電力へ切り替えたことが証明できる書類 7 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期		実績報告書の收受後、1 か月以内
その他交付要件		<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、

	<p>交付対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
--	---

(5) 高効率空調機器、高効率照明機器、高効率給湯器

補助金交付の目的	高効率空調機器、高効率照明機器、高効率給湯器（以下「高効率空調設備等」という。）の整備費用の一部を補助することによりエネルギー消費を抑制し、もって温室効果ガスの排出抑制を図る。	
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第2条第2項に定めるエリアに設置されるものであること。 2 国実施要領別紙1の2ウ（テ）に定める交付要件を満たすこと。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。	
補助対象者	高効率空調設備等を導入する者	
補助金額	補助対象事業費（国実施要領別紙1の2ウ（テ）における交付対象事業をいう。）の2/3以内 ただし、高効率空調機器については1申請あたり30万円、高効率給湯器については1申請あたり60万円を上限とする。	
交付申請書	様式	様式第1号
	提出及び受理期限	交付申請をする日の属する年度の11月末まで。 ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。
	添付書類	1 見積書等の写し（補助対象設備ごとに事業費が区分でき、補助対象経費の内訳が明記されているもの） 2 誓約書（別紙1）

		<p>3 【申請者が民間事業者の場合】 申請者の現在事項又は履歴事項証明書の写し（いずれも発行日から3か月以内のもの）若しくはこれに代わるもの</p> <p>4 【現住所地がうきは市ではない場合】 現住所地の納税証明書</p> <p>5 地図、設計図、平面図等（整備された個所等が分かるもの）</p> <p>6 補助対象設備の仕様書又はカタログ（メーカー、型番、性能等が分かるもの）</p> <p>7 【高効率照明機器のみ】 以下のいずれかの機能を有するLEDであることが分かる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する） ・明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する） ・在／不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する） <p>8 【高効率空調機器又は高効率給湯器の場合】 ・買替前設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの</p> <p>9 【高効率空調機器又は高効率照明機器又は高効率給湯機器の場合】 買替前の設備の写真（メーカー、型番等が分かるもの。）</p> <p>10 その他市長が必要と認める書類</p>
--	--	--

補助金交付決定通知書様式	様式第 3 号	
交付決定通知書の交付時期	交付申請書類收受後、おおむね 1 か月	
実績報告書	様式	様式第 8 号
	提出及び受理期限	工事完了の日から 30 日以内又は交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで。 ただし、末日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日までとし、すべての書類が揃っていること。
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの 2 住民票の写し（申請時に市外居住者で提出しなかった個人及び個人事業主に限る。） 3 契約書等の写し（契約を結んでいる場合に限る。） 4 補助対象設備の導入前、施工中及び導入後の写真（導入の前後で同じ位置から撮影したもの及び設備の型番等がわかるもの） 5 【交付申請時から変更がある場合】 地図、設計図、平面図等（整備された箇所等が分かるもの） 6 【高効率空調機器のみ】 家電リサイクル券の写し 6 再エネ電力へ切り替えたことが証明できる書類 7 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期	実績報告書の收受後、1 か月以内	
その他交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象 	

	事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
--	--